

検針票表面

**使用水量等のお知らせ**

お客様番号	
ご使用期間	月 日 ~ 月 日
検針日	年 月 日
メータ番号	□ 径 mm
専用栓番号	検針員
上水用途	下水用途

所在地  
方書  
使用者

今回指針	m <sup>3</sup>
前回指針	m <sup>3</sup>
交換時水量	m <sup>3</sup>
使用水量	m <sup>3</sup>
排除量	m <sup>3</sup>

	水道料金	下水道使用料
金額	円	円
内消費税	円	円
<b>請求予定金額</b>	<b>円</b>	

税率は金額と併せて印字されます。



**※本証により料金を頂くことはありません。**

お問い合わせ先 狭山市上下水道お客様サービスセンター  
電話 04 (2999) 6077

狭山市受託者

連絡請求書発行事業者登録番号は裏面下部に記載しています。

裏面

**狭山市からのお願い**

- 引越しされる時は、お早めに狭山市上下水道お客様サービスセンターまでご連絡ください。
- ※ 使用中のご連絡がないと、使用水量が0 m<sup>3</sup>でも基本料金をいただくことになりますので、必ずご連絡ください。
- メーター管理は使用者の責任で
- ※ メーターボックスや止水栓の上には物を置かないください。また、愛犬はメーターから離してつないでください。
- 使用水量に異常を感じたら
- ※ 漏水の可能性がありますので、お早めに市指定給水装置工事業者に依頼し修理してください。
- ※ なお、漏水による修繕費等は、お客様の自己負担となりますのでご了承ください。
- 漏水の調べ方
- ※ 蛇口を全部閉めてメーターのパイロットが回っているときは漏水の可能性があります。

表面の請求予定金額は、それぞれ次の料金表により算出した水道料金・下水道使用料の合計額です。

**水道料金(基本料金+従量料金) (10%消費税込)**

基本料金(2か月)		従量料金(2か月)	
メーター口径(mm)	金額(円)	使用水量(m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> あたりの金額(円)
13	990	1~20	49.5
20	1,320	21~40	126.5
25	1,980	41~60	187
30	5,280	61~100	236.5
40	8,360	101~1,000	297
50	24,200	1,001~	352
75	41,800	公衆浴場用	143
100	60,500	臨時用	418

(公衆浴場用、臨時用は従量料金のみ)

**下水道使用料(基本使用料+従量使用料) (10%消費税込)**

汚水の種別	基本使用料(2か月)金額(円)	従量使用料(2か月)	
		排除量(m <sup>3</sup> )	1 m <sup>3</sup> あたりの金額(円)
一般汚水	1,320	1~20	13.2
		21~40	93.5
		41~60	104.5
		61~200	132
		201~1,000	154
		1,001~2,000	187
浴場汚水	8,800	2,001~	220
		201~1,000	49.5
		1,001~	71.5

※上記の表は、消費税を含めた料金表であり、お支払に際しては、総額にて小数点以下を切り捨てた金額となります。

○口座振替をご利用の方へ(教示)

1 審査請求について  
下水道使用料に関する事項(以下「処分」といいます。)について不届がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、狭山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、狭山市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において狭山市を代表する者は、狭山市長です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

狭山市上下水道部総務課 電話04-2953-1111(代)

連絡請求書発行事業者登録番号は下記の番号となります。  
狭山市上下水道部：T4-8000-2000-0242

裏面下部に水道事業のインボイス登録番号を記載します (R5.10以降の検針より対応予定)。  
登録番号：T4-8000-2000-0242